

5/8以降の登園基準などについて

厚生労働省の「保育所における感染症対策ガイドライン」に沿った登園基準についてお知らせします。次の基準により登園の判断をしてください。

<発熱の場合>

登園を控えるのが望ましい場合	保育が可能な場合	保護者への連絡が望ましい場合
○発熱期間と同日の回復期間が必要 ・朝から37.5℃を超えた熱がある。 ・食欲がなく朝食、水分が摂れていない。 ・24時間以内に解熱剤を使用している。 ・24時間以内に38℃以上の熱が出ている。	○前日38℃を超える熱が出ていない ・熱が37.5℃未満で元気があり、機嫌がよく顔色がよい。 ・食事や水分が摂れている。 ・発熱を伴う発疹がでていない。 ・排尿の回数が減っていない。 ・咳や鼻水を認めるが、増悪していない。 ・24時間以内に解熱剤を使っていない。 ・24時間以内に38℃以上の熱は出ていない。	○37.5℃以上の発熱がある ・元気がなく機嫌が悪い。 ・咳で眠れず目覚める。 ・排尿回数がいつもより減っている。 ・食欲なく水分がとれない。

<下痢の場合>

登園を控えるのが望ましい場合	保育が可能な場合	保護者への連絡が望ましい場合
・24時間以内に2回以上の水様便がある。 ・食事や水分を摂ると下痢がある。(1日に4回以上の下痢) ・下痢に伴い体温が平熱より高め。 ・朝、排尿がない。 ・機嫌が悪く元気がない。 ・顔色が悪くぐったりしている。	・感染のおそれがないと診断されたとき。 ・24時間以内に2回以上の水様便がない。 ・食事や水分を摂っても下痢がない。 ・発熱が伴わない。 ・排尿がある。	・食事や水分を摂ると刺激で下痢をする。 ・腹痛を伴う下痢がある。 ・水様便が2回以上みられる。

<嘔吐の場合>

登園を控えるのが望ましい場合	保育が可能な場合	保護者への連絡が望ましい場合
・24時間以内に2回以上の嘔吐がある。 ・嘔吐に伴い、いつもより体温が高めである。 ・食欲がなく水分もほしがらない。 ・機嫌が悪く元気がない。 ・顔色が悪くぐったりしている。	・感染のおそれがないと診断されたとき。 ・24時間以内に2回以上の嘔吐がない。 ・発熱がみられない。 ・水分摂取ができ食欲がある。 ・機嫌がよく元気である。 ・顔色が良い。	・咳を伴わない嘔吐がある。 ・元気がなく機嫌、顔色が悪い。 ・2回以上の嘔吐があり水を飲んでも吐く。 ・吐き気がとまらない。 ・お腹を痛がる。 ・下痢を伴う。

「新型コロナウイルス」「インフルエンザ」の出席停止期間は次のとおりです（その他の感染症の出席停止期間はこども園にご相談ください）。

新型コロナウイルスの出席停止期間

発症した後、5日を経過し、かつ、症状軽快後、1日を経過するまで

<症状軽快>

解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にある状態

例1

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
発症	症状あり	症状軽快	症状軽快後1日	×	×	登園可

例2

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症	症状あり	症状あり	症状あり	症状あり	症状軽快	症状軽快後1日	登園可

症状軽快後1日を経過していますが、発症後5日を経過していないため登園不可です。

発症後5日を経過していますが、症状軽快後1日を経過していないため登園不可です。

インフルエンザの出席停止期間

発症した後、5日を経過し、かつ、解熱した後、3日を経過するまで

例1

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
発症	解熱	解熱後1日	解熱後2日	解熱後3日	×	登園可

例2

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日	解熱後3日	登園可

解熱後3日を経過していますが、発熱後5日を経過していないため登園不可です。

発症後5日を経過していますが、解熱後3日を経過していないため登園不可です。

・お子さんに「発熱、下痢、おう吐」の症状があったり、「コロナ、インフル、RSウィルスなど」感染症に罹患したとき、兄弟姉妹はどうしたら……。

- ・「発熱、下痢、おう吐」の症状がある場合は、その原因がわかるまで**兄弟姉妹のお子さんも登園を控えていただけると**ありがたいです。
- ・「コロナ、インフル、RSウィルスなど」感染症に罹患した場合は、その自宅療養（出席停止）期間中、**兄弟姉妹のお子さんも登園を控えていただけると**ありがたいです。

※兄弟姉妹は元気なのに……と思われることもあると思いますが、集団での流行を防ぐために必要と考えておりますので、ご理解とご協力をお願いします。